# 中世の伊予府中と在地諸勢力

### じめに

は

たと言えよう。 
株序を考える上で不可欠の課題であることが広く認識されるようになっ関わりが詳細に解明された。府中のあり方を探ることは諸国の地域社会によって、都市府中の空間構成や機能、国衙・守護・寺社勢力などとのみこんだ広い都市的な領域の呼称で、近年まとめられた小川信氏の著む府中とは国衙や守護所などの政治機関を中心に、宿・市・津などを含

た。これを機に、あらためて伊予府中のデータを集め直し、そのあり方た。最近、筆者は再び伊予府中に関する調査・報告の機会を与えられ承・系図類など、文書史料以外の二次的なデータの調査も不十分であっ中の構造や機能の概観にとどまらざるをえなかった。また、地名や伝に関する文書史料は僅少かつ断片的なものであるため、旧稿では伊予府に関する文書史料は僅少かつ断片的なものであるため、旧稿では伊予府中の規道を構造した小論において、中世の伊予府中のあり方につい筆者は以前に発表した小論において、中世の伊予府中のあり方につい

を再考してみることにしたい。

## 伊予国府と在庁官人

役人が用いた可能性のある石帯の石飾りの出土などは、付近に官衙的な防国府など官衙的地域から出土する越州窯系青磁Ⅱ類の検出や、国衙の

世紀後半から十三世紀初頭だと言う。中でも、九州以外では平安京や周集めた。出土遺物は八~十三世紀代に及び、最も資料が豊富なのは十二

岡

Ш

(日本史学研究室)

愛媛大学教育学部紀要 人文・社会科学 第三十五巻 第一号 一~一八 二〇〇二

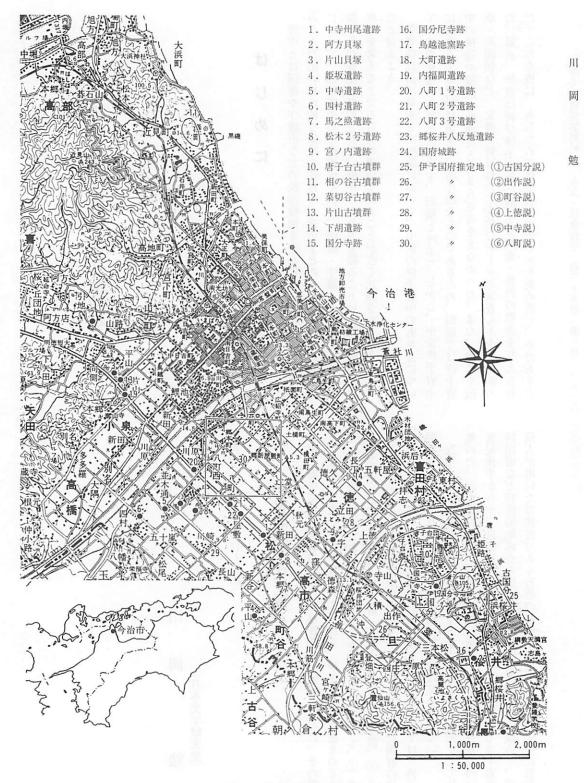


図1 遺跡分布図

(今治市教育委員会『八町1号遺跡 - 2次調査区 - 』掲載図に加筆)

ってきたことは間違いなかろう。 る段階ではないものの、八町・中寺地域が有力候補地として浮かび上が数の国産・輸入陶磁器が出土している。まだ国府跡が確定されたと言え施設の存在を窺わせる。また、八町に近い中寺遺跡でも、中世集落と多

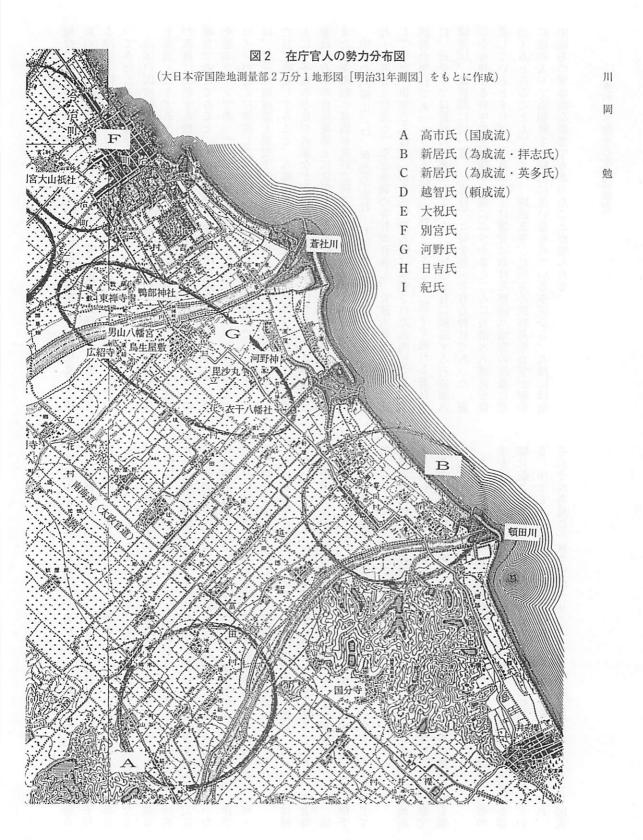
また、条里制の遺構が良好に残る地域でもある。 
また、条里制の遺構が良好に残る地域でもある。

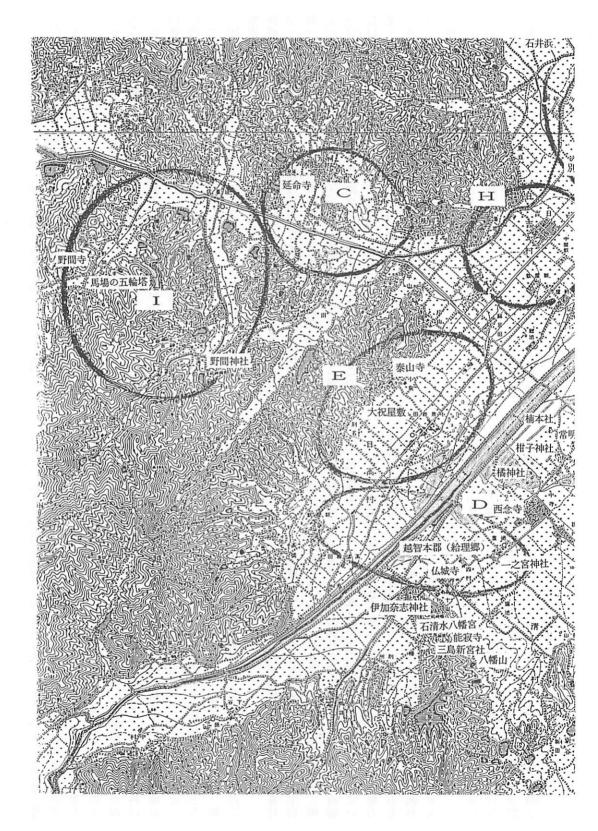
中世の八幡山には、伊加奈志社・石清水八幡宮・能寂寺・三島新宮中世の八幡山には、伊加奈志社・石清水八幡宮・能寂寺・三島新宮中世の八幡山には、伊加奈志社・石清水八幡宮・能寂寺・三島新宮中後方の軍事的な要害でもあったことが知られる。

中寺周辺に国府が存在していた可能性はかなり高いと考えられる。(ミン 国神社仏閣等免田注進状写」に見える楠本寺の前身であろうか。八町・のは楠本道場であったという。これは、建長七年(一二五五)の「伊予 代の伊予では国衙領の比重がかなり高かったことが指摘されている。南 以言が勧学会に列席して法華経などを聴講したとき、その会場となった 式」に載る古社である。長保二年(一〇〇〇)九月、伊予に下った大江 で延ばした鳥生地域にあったと思われる。八町にある楠本社も「延喜 している。このうち四村にある仏城寺は、前述の鳥生貞実が創建したと 社・常明寺、郷の三島神社・常願寺・浄土寺・付嘱寺などの寺社が存在 の一之宮神社、中寺の石中寺・西念寺・橘神社、八町の楠本社・柑子神 長く存続していくのである。 国衙は、その権限行使の範囲を次第に縮小させながらも、中世を通じて 北朝期に至っても、田所宛行状や税所免田注進状が残されている。伊予 いない。中世に入っても伊予国衙は重要な役割を果たしており、鎌倉時 伝えられる寺院であり、彼の屋敷も八幡山から伸びるラインを海岸部ま 古代から中世前期にかけて、伊予の中心が府中地域であったことは疑 八幡山から下って北東方面に進むと、四村の仏城寺・三島神社、徳重

推してみることにしたい。あるが、系図類や地名・ホノギ名などに拠りながら彼らの勢力分布を類有が進行していたとみられる。その様相を正確に復元することは困難で平安期以降、国府の内部や周辺では、在庁官人層による私的な土地所

それぞれ各地に一族を分出させていたことが読み取れる。このうち国成る。中でも、為世の孫の代から国成流・為成流・頼成流などに分かれ、細に記されており、伊予の在庁官人層に関する情報が数多く含まれてい手がかりとなる。この系図には、とくに越智為世以下の一族の系譜が詳まず、鎌倉時代の東大寺僧凝然が作成した「与州新居系図」が考察のまず、鎌倉時代の東大寺僧凝然が作成した「与州新居系図」が考察の





とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。 とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。 とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。 とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。 とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。 と記されている。 とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。 と記されている。 とする道後平野南部にも勢力を扶植していった。

を伸ばしたことが窺われる。 と記された者も出ており、

古社川上流の高橋郷や野間郡英多郷(山路・阿方・矢田)にも勢力り、

古社川上流の高橋郷や野間郡英多郷(山路・阿方・矢田)にも勢力

て頼成の孫頼行、その子行盛に「小千大夫」の記載が現れる。これらの「越智大夫」の記載が途中で見られなくなるのに対して、頼成流においるのに対して、頼成流の活動は越智郡内にとどまる。そして、国成流で国成流や為成流が越智郡内にとどまらず諸郡に広く一族を分出してい

でもあったと考えられる。 伊予国一宮である三島社(大山祇社)の筆頭神官たる大祝氏が、蒼社 伊予国一宮である三島社(大山祇社)の筆頭神官たる大祝氏が、蒼社 伊予国一宮である三島社(大山祇社)の筆頭神官たる大祝氏が、蒼社 伊予国一宮である三島社(大山祇社)の筆頭神官たる大祝氏が、蒼社

別宮の地であったと思われ、大三島の大山祇社から地御前として勧請さ郎大夫吉盛の名が見える。その名字からみて、別宮氏の本拠地は日吉郷配下の御家人役勤仕者の中に、別宮大夫長貞・別宮新大夫頼高・別宮七別宮氏も中世初期に勢力を保持した武士団の一つで、やはり河野通信

中世の伊予府中と在地諸勢力

九た別宮大山祇社と深い関わりをもつ一族であったと考えられる。
 九た別宮大山祇社と深い関わりをもつ一族であったと考えられる。
 九たとする記述が「予章記」にあり、字高下に所在するホノギ「毘沙は、もと「樹下鎮守八幡宮」と称して河野通有が筥崎より勧請したとするに承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下には河野神が祀られるに承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下には河野神が祀られるに承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下には河野神が祀られる伝承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下には河野神が祀られる伝承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下には河野神が祀られる伝承が残る。さらに、南北朝期には河野通有が筥崎より勧請したとする伝承が残る。さらに、南北朝期には河野通有が筥崎より勧請したとする伝承が残る。さらに、南北朝期には河野、通信は居館を若松寺とし、これが後に東禅寺と改められたという。のち、通信は居館を若松寺とし、これが後に東禅寺と改められたという。のち、通信は居館を若松寺とともに平氏討宮人が、もと「樹下鎮守八幡宮」と称して河野通有が筥崎より勧請したとする伝承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下に所在するホノギ「毘沙は、もと「樹下鎮守人」といる。
 九たとする記述が「予章記」にあり、字高下に所在するホノギ「毘沙は、もと「樹下鎮守人幡宮」と称して河野通内が瀬戸内海には河野神が祀られて、「大田神子」といる。
 九たとする市である。
 九たとする市である。
 九たとする市である中であるが、近方である。
 九たとする市である。
 九たとする市である。
 カたとする中である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするである。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南北朝田である。
 カたとするに、南には、「本村」といいたとするに、南には、「本村」といいでは、「本村」といいのは、「本村」といいいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいいいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいいのは、「本村」といいのは、「本村」といいいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいのは、「本村」といいいいのは、「本村」といいのは、本村」といいいのは、本村」といいのは、「本村」といいのは、本村」といいのは、本村」といいいのは、本村」といいのは、本村」といいいいのは、本村、本村、本村、本村、本村、本村、本村、本村、本村、本村、本村

ように思われるのである。
このように、府中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本に思われるのである。
このように、府中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本にのように、府中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本にのように、府中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本にのように、田中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本にのように、田中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本にのように、田中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本にのように、田中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本

このほか、府中やその周辺に拠点をもつ在庁官人としては、日吉氏や

紀六郎太郎の名が認められる。

一方、鎌倉時代になると、伊予府中には国衙のみならず守護所も設置

所が存在していた可能性があるように思われる。が繰り広げられているところからすれば、府中北方の石井浜周辺に守護二月十一日に忽那氏が府中の守護宇都宮貞宗館を攻撃して石井浜で合戦海浜部に守護所が存在したように見受けられ、元弘三年(一三三三)閏された。旧稿で指摘したように、鎌倉後期の史料によれば船が往還する

## 一 伊予府中と寺社勢力

担っていくのである。 地下向の最大の要務とされていたのである。しかし、国司の任地滞在が とが述べられている。神事経営・神宝調進などの神祇興行が、国司の任 とが述べられている。神事経営・神宝調進などの神祇興行が、国司の任 とが述べられている。神事経営・神宝調進などの神祇興行が、国司の任 とが述べられている。 である。 久寿三年(一一五六)の伊予国司庁宣に は、第一に恒例神事を勤行すべきこと、第二に神宝勘文を進上すべきこ とが述べられている。 である。 久寿三年(一一五六)の伊予国司庁宣に である。 である。 の神々による承認に根拠づけられていたため、国衙祭祀が重要な意味を の神々による承認に根拠づけられていたため、国衙祭祀が重要な意味を の神々による承認に根拠づけられていたため、国衙祭祀が観念的には在地 いても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地 いても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地 いても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地 いても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地 いても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地 には、第二に神宝勘文を進上すべきことが述べられている。 の神々による承認に根拠づけられていたため、国衙祭祀において重要な役割を とが述べられている。 の神々による承認に根拠づけられていたため、国衙祭祀が観念的には在地 いても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地 には、第二に神宝勘文を進上すべきことが述べられている。 の神々による承認に根拠づけられていたのである。 である。 である。

称し、寺領の回復をめざす動きを示すのである。

が汰を根拠として、応永十九年には国分寺が自らを「国中第一之寺」とかとする道前部の寺々に禁制・安堵状・寄進状などが発給された。このめとする道前部の寺々に禁制・安堵状・寄進状などが発給された。このめとする道前部の寺々に禁制・安堵状・寄進状などが発給された。このめとする道前部の寺々に禁制・安堵状・寄進状などが発給された。この勢力の確保をはかっていた。十四世紀に下る史料ではあるが、南朝方の勢力の確保をはかっていた。十四世紀に下る史料ではあるが、南朝方の勢力の確保をはかっていた。十四世紀に下る史料ではあるが、南朝方の

鎌倉時代における伊予の寺社勢力のあり方を窺える希有な史料が、建

国衙から保証される「寺田」に依存する面が強く、開発にはさほど熱心 的な開墾によって開かれた田地と考えられるから、府中の寺々の経営は 数でいえば「寺田」全体の半分以上の面積を府中の寺院が占めている。 とはいえ、決して抜きん出たものとはいえない。二十ケ寺中、国分寺・ 町余がむき上げられている。そのうち最大は国分寺の十町二反、ついで でなかったとも考えられる。 か八反であり、府中の寺院が全体に占める割合は低い。「治田」とは私 法花寺・八幡三昧堂・佐礼寺・楠本寺の五ケ寺は府中の寺々であり、田 佐礼寺の九町二反余、道雲寺の七町七反余と続く。国分寺の寺田が最大 が目につく。この史料から、伊予の寺社勢力のあり方を探ってみよう。 関係のものがc・hとみてよい。寺院に比べて神社の配分田数の大きさ(ミメ) れている。このうち、概ね神社関係のものがa・d・e・f・g、寺院 百歩、j「道々外半人等」五十二町七反の、大きく十の部分から構成さ 花会」四町五反、h「治田」十八町八反三百歩、i「楽所」三十九町ニ 田」百八十六町三反百二十歩、f「臨時田」十四町二反六十歩、g「法 五十三町二反六十歩、d「封戸田」五十五町七反二百歩、e「誨経供料 一方、同じ寺院分でもh「治田」十八町余のうち国分寺の田地はわず 寺院分から先にみると、 c 「寺田」には二十ケ寺の田地、合計五十三 全体は、a「免田」、b「郷々祈田」三十一町二反六十歩、c「寺田.

次に、神社分についてみると、「寺田」とほぼ同じ田数が認められる

中世の伊予府中と在地諸勢力

一宮である三島社の勢力の大きさが窺われよう。あり、封戸田の所有を国衙から保証されてきた古社であった。中でも、半、礒乃宮が二反である。ここに名前の見える神社は、すべて式内社で余と6割以上を占め、つづいて乃万宮が十四万余、伊与村宮が六町八反のが、五十五町余のd「封戸田」である。このうち、三島宮が三十四町のが、五十五町余のd「封戸田」である。このうち、三島宮が三十四町

の田地を給付されていたと考えられる。 の田地を給付されていたと考えられる。

本史料の「講経供料田」の配分を詳細に検討し、伊予国内の重層的な本史料の「講経供料田」の配分を詳細に検討し、伊予国内の重層的な地位にあり、この三社を頂点として各神社の格付けに国内諸社が階層的に組成され、それら全体で国内宗教秩序が構築されていたと述べる。そして、とくに惣社では八幡宮・三島宮と異なり最勝講話社のうち特別な地位にあり、この三社を頂点として各神社の格付けに国内諸社が階層的に組成され、それら全体で国内宗教秩序が構成されて国みが行われることに注目し、その配分田地の多さからみて、惣社においたと述べる。氏は、伊予では国内部ではのよりでは、世界国内の重層的な本史料の「講経供料田」の配分を詳細に検討し、伊予国内の重層的な本史料の「講経供料田」の配分を詳細に検討し、伊予国内の重層的な

宮・三島宮の三社が国内宗教秩序の頂点にあり、伊予ではこの三社が国上島氏の議論は、惣社の地位をとくに重視する一方で、惣社・八幡

情と関わっているものと思われる。
「説しかし、この議論では惣内鎮守として機能したとする点に特徴がある。しかし、この議論では惣内鎮守として機能したとする点に特徴がある。しかし、この議論では惣内鎮守として機能したとする点に特徴がある。しかし、この議論では惣内鎮守として機能したとする点に特徴がある。しかし、この議論では惣内鎮守として機能したとする点に特徴がある。しかし、この議論では惣内鎮守として機能したとする点に特徴がある。しかし、この議論では惣

町、大般若殿が各十三町二反という具合に、全く同じ田数が配分されてしかも、最勝講にそれぞれ三町二反、八講田に各十町、仁王講に各七て数多くの法会を担うことで、国衙から沢山の免田を付与されていた。な神社であり、惣社とは明らかに性格が異なる。両社は、惣社とちがっ一方、八幡宮や三島宮は、地域社会に大きな宗教的影響力をもつ強大

表 1 講経供料田 (186丁3反120歩)の内訳(「伊予国神社仏閣等免田注進状案」より作成)

Ш

图

勉

```
① 最勝識
        20 丁 2 反 300 歩
        13丁8反300歩(仏供田1丁8反300歩 前僧3丁内察性1丁<sup>定明1丁</sup>本前分9丁)
   惣社宮
   八幡宮
         3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   三嶋宮
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
② 八講田
        20丁
        10丁 (春季5丁 秋季5丁)
   八幡宮
   三嶋宮
        10丁
              (春季5丁 秋季5丁)
        32丁2反
③ 仁王講
  八幡宮 7丁
              長日 3丁2反 (仏供田2反 諮僧3丁)
               季分 3丁8反 (仏供田2反 請僧3丁6反)
   三嶋宮
        7丁
              長日 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
               季分 3丁8反 (仏供田2反 諮僧3丁)
   八幡若宮
         3丁2反 (仏供田2反 讃僧3丁)
   風伯社
         3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   柑子御宮 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   諸山社
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   三嶋別宮 3丁2反 (仏供田2反 讀僧3丁)
④ 法花識
       8丁6反
         3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   八幡宮
   三嶋宮
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   同別宮社 2丁2反 (仏供田2反 諸僧2丁)
⑤ 大般若殿 40丁7反
   八幡宮
         13丁2反 長日 7丁 (仏供田4反 請僧6丁6反)
               季分 6丁2反(仏供田2反 請僧6丁)
   三嶋宮 13丁2反 季分 6丁2反(仏供田4反 請僧6丁)
               長日 7丁 (仏供田2反 請僧6丁)
   高賀茂社 1丁
   八幡比叡社 4丁7反 (仏供田2反 請僧4丁2段)
   三嶋別宮 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   柑子御宮 6丁4反 (仏供田4反 請僧6丁)
⑥ 金剛般若田 31丁
   高賀茂社 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   多岐宮
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   乃万宮
   楠本社 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   伊与村社 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   天満宮
   村山社
         3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   諸山社
        3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
   三嶋別宮 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)
               (仏供田2反 請僧3丁)
        3 丁 2 反
   磁乃社
⑦ 三ケ所塔 19丁
   八幡宮
        6丁
               (仏供田4反 請僧3丁)
   三嶋宮
         6丁
              (仏供田4反 請僧3丁)
         7丁 (仏供田4反 請僧6丁6反)
   別宮
⑧ 柑子御不断経 13丁5 反半 (仏供田5 反半 請僧13丁)
```

等な地位に置かれていたと考えることができよう。いる点が注目される。法会執行の場面では、八幡宮と三島宮は完全に対

おり、国内における優越的な地位が経済的に保証されている。というち三島社は、中世伊予の一宮であり、国内で最有力の神社である。「のうち三島社は、中世伊予の一宮であり、国内で最有力の神社である。「のうち三島社は、中世伊予の一宮であり、国内で最有力の神社である。「のうち三島社は、中世伊予の一宮であり、国内で最有力の神社であった。神社の盛衰は世俗勢力の隆替と深い関わりをもって推移する。三のうち三島社は、中世伊予の一宮であり、国内で最有力の神社であった。

これに対し、八幡宮は平安末期になってから急速に勢力を拡大した神ところである。 これに対し、八幡宮は平安末期になってから急速に勢力を拡大した神 を歴任する中で八幡信仰を伊予国内に持ち込んだことは大いにありう できなかったようで、治暦元年(一〇六五)には重任を願 に鎮座する石清水八幡宮は、永承年中(一〇四六~五三)に伊予守に就任 とができなかったようで、治暦元年(一〇六五)には重任を願 したのは康平六年(一〇六三)のことであるが、東国への出兵のため赴 したのは康平六年(一〇六三)のことであるが、東国への出兵のため赴 したのは康平六年(一〇六三)のことであるが、東国への出兵のため赴 とができなかったようで、治暦元年(一〇六五)には重任を願 が出ている。そもそも、源経基・満仲にはじまって、頼光・頼信・頼 をった者が数多くいる。頼信・頼義以来の八幡信仰をもつ源氏が、伊予 なった者が数多くいる。頼信・頼義以来の八幡信仰をもつ源氏が、伊予 なった者が数多くいる。東信・頼義以来の八幡信仰をもつ源氏が、伊予 なった者が数多くいる。東信・頼 なった者が数をいる。としたのには伊予守に就任 なった者が数をいる。としたのは、アー世紀に、受領が当社を登用したことによ

とくに伊予守源頼義については、八所八幡宮の造営、七薬師の勧請な

費、氏神三島社ヲシテヲ灰ニ焼テ自飲」したとする記事が見え、「一遍ようにむかれている。「八幡愚童訓」には、河野氏が「起請文十枚マテ通清」の名が見え、「与州新居系図」でも越智氏から河野氏が分出した既に 「吾妻鏡」養和元年 (一一八一) 閏二月十二日条に「河野四郎越智の系譜関係を主張しており、越智氏の擁する三島宮との関わりも深い。もちろん、前述のとおり、河野氏は早くから古代伊予の名族越智氏と

には広く流布していたと見てよかろう。 は当社の氏人也」「祖父(河野)通信は神の精気をうけてしかもその氏 聖絵」の正応元年(一二八六)の三島参詣記事にも「聖の袰祖越智益躬 人となれり」とある。河野氏が越智氏の流れをひくとする説は、鎌倉期

島信仰と八幡信仰の対等性は、両神に対する河野氏の信仰を背景として と推測される。『予章記』は、河野通有が蒙古軍と戦う場面で、「日本国 係を説き、他方で源氏との結合を強調する形で勢力拡大をはかったもの いたと考えられるのである。 大小之神祇、別三島・八幡祈念申」と記す。伊予の国衙祭祀における三 以上の点を考え合わせると、新興の河野氏は一方で越智氏との系譜関

# 南北朝期の大祝氏と河野氏

氏族であった。 幕の連絡にあたる関東申次の職を世襲し、摂関家をしのぐ権勢をふるう 国主であった西園寺氏と結びついて勢力を確保していた。西園寺氏は朝 三島社の大祝職の補任は国宣によりなされており、大祝氏は伊予の知行 なのが三島社の筆頭神官であった大祝氏の動静である。鎌倉期には一宮 鎌倉後期から南北朝期にかけて、伊予府中のあり方を考える上で重要

復に積極的に乗り出していく。大祝氏にとって特に重要であったのが 新居郡において三島社神人が神威を背景に権益拡大をはかる動きが見ら はそれを背景に三島社の勢力拡大に努めた。弘安九年(一二八六)には て貞光名の田地回復を求める訴訟を繰り返すのである。応長二年(一三 「御家人役勤仕之地」とされる貞光名の所領であり、六波羅探題に対し モンゴル合戦を契機に徳政状況・神仏興隆政策が展開すると、大祝氏 やがて永仁の徳政令が発せられると大祝氏も自身の所領の維持・回

> る大祝氏の主導性が窺われる。 署している。紙継目には大祝氏の裏花押がすえられ、三島社造営におけた支配状には、目代や国衙田所紀氏と並んで、三嶋大祝三位越智氏が連 一二)、三島社の造営段米を一国平均役として道前部の各郷に割り当て

いる。 予府中に勢力を植え付けていたことが分かる。元応元年(一三一九)に **護宇都宮氏や河野氏を通じて海賊追討の命令を徹底させようとはかって** も同様の六波羅御教書が小早川朝平に発せられており、当時の幕府は守 力を衰微させた高市氏に代わって、児玉・小早川など安芸の領主層が伊 流越智氏の髙市氏の勢力圏であったと思われるが、平氏に付き従って勢 よび雅楽左衛門次郎を搦め渡したことを賞している。高市郷はもと国成 行と小早川朝平に対して、両人の高市郷代官景房が海賊人右衛門五郎お ようになる。正和三年(一三一四)の六月と七月、六波羅探題は児玉藤 さて、鎌倉末期の府中周辺では、悪党・海賊勢力が頻繁に姿を現わす

悪党・海賊層が安親の配下に組み込まれていた可能性がある。 を衝いて伊予国内でも反乱が燃え広がった。反乱軍はとくに海上勢力を 内の反乱を鎮圧するため宇都宮貞宗や河野通盛が出陣すると、その留守 えた海賊人雅楽と同族と思われる名がここに認められることからして、 道・周敷浄円坊らを率いて先駆けを果たしている。正和三年の史料にみ(些) あっていちはやく討幕運動に参加し、讃岐鳥坂山の合戦でも雅楽三郎入 を襲撃し、石井浜・喜多郡根来城・久米郡星岡山などでも幕府軍と交戦 組織化していた模様で、忽那重清や祝安親は府中にあった宇都宮氏の館 した。大祝一族の祝安親は伊予の在庁官人かつ御家人であり、道前部に このような中で、後醍醐天皇の討幕運動が起こり、これに呼応した畿

た地歩を一挙に突き崩すものであった。行方をくらました通盛に代わっ 鎌倉幕府の滅亡は、河野氏が幕府に結びつくことにより築き上げてき

のため下向してきた細川氏に従って国元で活動している。 (%) も足利方に属したようであるが、河野氏の統率下には服さず、伊予支配され、道前部の領主は含まれていない。この時期には大祝安顕や祝安親され、道前部の領主は含まれていない。この時期には大祝安顕や祝安親野通盛は、一族のみならず伊予国地頭御家人を統率して上洛を遂げ、畿野通盛は、一族のみならず伊予国地頭御家人を統率して上洛を遂げ、畿野通盛は、一族のみならず伊予国地頭御家人を統率して上洛を遂げ、畿では、伊予の領主層に新る。ところが、建武新政の破綻と足利尊氏の離反は、伊予の領主層に新る。ところが、建武新政の破綻と足利尊氏の離反は、伊予の領主層に新る。

予進攻である。 道前部や府中周辺の領主たちには南朝方に立つ者も少なくなかったよ 道前部や府中周辺の領主たちには南朝方に立つ者も少なくなかったよ

貞実軍忠状である。 ・ は、安芸から備後を経て伊予に進攻し、新居郡を制圧したのち府中に兵は、安芸から備後を経て伊予に進攻し、新居郡を制圧したのち府中に兵伝えており、大祝氏は北朝方に復帰したものと見られる。まもなく頼有伝えており、大祝氏は北朝方に復帰したものと見られる。ましなく頼有

山へ、さらに龍岡城へと敵を追い籠め、つづいて鴨部中村より所々を焼一月二十五日、府中より敵勢が押し寄せたため、高市郷竹林寺から佐礼したのち、同三十日に朝倉高市に打ち入って宮崎山に要害を構えた。十た。ここで郷・得重両城を陥落させ、十月十五日に西条庄の所々を制圧十七日に新居関から庄司山要害を経て九月二十日には西条庄に発向し、図七月この史料によれば、貞実は備後にいた岩松氏のもとに参陣し、閏七月

も三島社の関係者であったと見られる。 籠めた。この日の貞実の奮戦を所見したのは三島善孫五郎であり、これ日には、貞実は岩松氏の府中発向に従軍し、敵を佐波・龍岡両城に追いの貞実の奮戦を所見したのは大祝一族の庄林又七郎であった。同二十七き払いながら府中に攻め入り、敵を八幡山に追い登らせている。この日

RMINE (一三四二) こよ協量を力が世界に下向して守中に入った。

RMINE (一三四二) こよ協量を力が世界に下向して守中に入った。

那島来襲も撃退するなど、なお南朝方の力は根強いものがあった。

那島来襲も撃退するなど、なお南朝方の力は根強いものがあった。

那島来襲も撃退するなど、なお南朝方の力は根強いものがあった。

のが岩松勢に従って南朝勢と交戦したことが窺われよう。岩松氏の進攻はが岩松勢に従って南朝勢と交戦したことが窺われよう。岩松氏の進攻はが岩松勢に従って南朝勢と交戦したことが窺われよう。岩松氏の進攻はが岩松勢に従って南朝勢と交戦したことが窺われよう。岩松氏の一族・関係者る。いずれにしても、鳥生・庄林・三島善氏ら、大祝氏の一族・関係者。

のは、大祝職を務めた安世(安顕の父)と同一人物とする説があた。

ある。 東国三年(一三四二)には脇屋義助が伊予に下向して府中に入った。 興国三年(一三四二)には脇屋義助が伊予に下向して府中に入った。

予国分寺に寄進を行なっている。守護細川氏は国務を兼帯しながら、府った。延文元年(一三五六)、細川頼之は目代十河遠久の奉沓により伊った。延文元年(一三五六)、細川頼之は目代十河遠久の奉沓により伊とはいえ、伊予は四国の他の国々と同様、足利政権発足以来の分国であ度は細川勢と河野勢の衝突の主舞台となる。細川氏にとって、南朝方と度は細川勢と河野外の衝突の主舞台となる。細川氏にとって、南朝方と東にと河野氏による伊予支配権をめぐる対立へと争点が移行すると、今川氏と河野氏による争奪の対象であった府中周辺は、南朝勢力が衰えて細南北両朝による争奪の対象であった府中周辺は、南朝勢力が衰えて細

られる。 られる。 られる。 は、いったん九州に逃れたのち、南朝方として帰国を遂げて、府中の掌握は伊予一国を支配する上で重要な意味をもちつづけたと考えの奪還を果たす。しかし、その通直も康暦元年(一三七九)に府中に迫直)は、いったん九州に逃れたのち、南朝方として帰国を遂げて、府中直)は、いったん九州に逃れたのち、南朝方として帰国を遂げて、府中市に影響力を強めていたのである。貞治三年(一三六四)、細川頼之軍中に影響力を強めていたのである。貞治三年(一三六四)、細川頼之軍

活動はその後見られなくなり、その一方で通盛はもう一人の子息通朝に活動はその後見られなくなり、その一方で通盛はもう一人の子息通朝には河野郷土居と府中立花郷毘沙丸という二つの支配拠点を核に支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏

父通盛も河野郷で病死するのである。 進攻により、通朝は府中南方の世田山城で討死にし、これと相前後して経営の一翼を担ったのであろう。しかし、前述した貞治三年の細川勢の河野氏惣領の地位を譲与している。通朝は府中の毘沙丸館に入って分国河野氏惣領の地位を譲与している。通朝は府中の毘沙丸館に入って分国

特に重要なのが四月の祭礼であった。 相伝する大祝文は神託とみなされたという。各種の年中行事のうちで、大祝は「半大明神」と号して三島大明神に擬される存在であり、大祝の格、八節供祭礼の次第等が詳細に書き上げられている。それによれば、が確立した時点で作られたこの史料には、三島社の由緒、大祝職の性社大祝職并八節供祭礼等事」という記録が存在する。細川氏の府中支配ところで興味深いことに、通朝戦死直後の十一月の日付をもつ「三島ところで興味深いことに、通朝戦死直後の十一月の日付をもつ「三島

御祈祷也 國土安寧之祭礼、万民与楽之儀式、嚴重無雙之御神事、崇敬無上之宮人召取犯人悉名、除目以下色々御神事、以大祝号大明神、是則同夜号宵祭於國司御廳館屋以大祝令擬大明神、令對上卿假司仰問口時大祝免之、仍奉開御戸御寳物出入任大祝意、同日大合御供奉備、時大祝免之、仍奉開御戸御寳物出入任大祝意、同日大合御供奉備、四月祭礼者自十八日御酒口始至于廿日三ケ日祭礼、同廿二日大宮上四月祭礼者自十八日御酒口始至于廿日三ケ日祭礼、同廿二日大宮上

が強く打ち出されている。このような内容をもつ記録が当該期に作成され、三衛では、又権神主向子大祝令路居御封申御鎰申等次第如廿二日、當日大紀が上卿(国司代官)の前で大祝文を読み上げる儀式は、「国中第一、大祝が上卿(国司代官)の前で大祝文を読み上げる儀式は、「国中第一、人間神事の世、同廿四日者御子申御供奉幣以下色々御神事御祈祷之趣同前也、同廿三日上卿并職掌官人氏長者氏人以下色々役人等令参烈大宮之同廿三日上卿并職掌官人氏長者氏人以下色々役人等令参烈大宮之

者もいたようである。 大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違れたというによりない。

傳述しており、その背景には細川氏との結びつきが窺われる。 鳥生地区の御物川河畔には、鳥生屋敷があったと伝えられる土地が残 の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔ったとさ の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔ったとさ の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔ったとさ の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔ったとさ の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔ったとさ の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔ったとさ のという。また、衣干 れる。隣接する男山八幡宮は広紹寺の鎮守であったという。また、衣干 れる。隣接する男山八幡宮は広紹寺の鎮守であったという。また、衣干 れる。隣接する男山八幡宮は広紹寺の鎮守であったという。また、衣干 れる。隣接する男山八幡宮は広紹寺の鎮守であったという。また、衣干 のという。また、衣干 のという。また、衣干 がは、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であった査社川河口部に食い込むような形で勢力を は、河野氏の勢力圏であったとは文書で確認できる。大祝一族の鳥生公民館の は、河野氏の勢力圏であったとは文書で確認できる。大祝一族の鳥生公民館の は、河野氏の勢力圏であったとは文書で確認できる。大祝一族の鳥生公民館の は、河野氏の勢力圏であったとは文書で確認できる。大祝一族の鳥生公民館の は、河野氏の勢力圏であったとは文語があったと伝えられる土地が残 のはしており、その背景には細川氏との結びつきが窺われる。

志久原で河野通直・西園寺公俊を滅ぼすに至った。義満は通朝の遺児亀将軍義満は河野通直に頼之討伐を命じたが、伊予に進攻した細川勢が佐康暦元年(一三七九)、康暦の政変で失脚した頼之が讃岐に下向した。

となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのであろう。 となっていくのである。 となっていくのである。

#### おわりに

したと見られる。この時期、国府が移動したり廃絶したりする事例も全構造の変動に伴い国府の性格や機能、立地や空間構成などは大きく変化古代の律令体制が崩れて中世的な体制へと変質していく過程で、社会

伸ばした開発領主層が国衙在庁に進出していくのである。(8) 紀半ば以降は高市・新居・河野氏ら郷や本郡・別名などを単位に勢力を にちがいない。伊予においても、当初は越智氏などの郡司層が、十一世 支配が困難になるという地方行政システムの変化が、その背景にあった 国的にみて少なくない。受領が在地勢力を登用することなくしては任国

ものの、最近は停滞状況にある。従来の議論の問題点は、古代の国府と もかかわらず自立的な性格を保持しつづけた国衙や一宮の存在である。 なったのは、中世前期の伊予府中における河野氏の勢力拡大と、それに くまでも中世、とりわけ中世前期の府中のあり方に関して、在庁官人・ 手がかりとされたが、そこから明らかになるのは中世伊予府中のあり方 ば、「与州新居系図」や国分寺文甞・観念寺文旮などがしばしば譲論の り方については、別途に考察を深めていく必要があると思われる。 べ格段に強化されたであろう。中世後期における河野氏の府中支配のあ 以上に社会的比重を高めていく。府中に対する影響力も、中世前期に比 寺社勢力・大祝氏などを中心に考察を行なってきた。そこから明らかに であって古代伊予国府のそれではない。本稿は、そのことに留意し、あ 中世の府中があまり区別されないまま論じられてきたことである。例え 南北朝内乱期を経る中で、河野氏は伊予国守護職を獲得し、それまで 伊予国府の所在地をめぐる議論は、かつては諸説が活発に提示された

#### 注

- (1) 小川信『中世都市「府中」の展開』(思文閣出版、二〇〇一年)。
- (2) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」(「「社会科」学研究」一五、 一九八八年)。
- 3 **筆者は、二○○二年三月十日に烏生屋敷保存研究会主催の歴史講演会に**

- このときの報告をもとにしている。 おいて、「中世の伊予府中と鳥生屋敷」と題する報告を行なった。本稿は、
- (4)今治市教育委員会『八町1号遺跡』(一九九五年)。中世後期になると、 遺物は減少する。
- (5)中寺遺跡は、十三・十四世紀を盛期とする弥生~江戸の複合遺跡である。
- (6) 木下良「古代道路の遺構」(木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘 文館、一九九六年)。
- (7)八幡山の麓にある五十嵐より郷村までの六か村は、かつて中通と呼ばれ 御幸する盛大なもので、かつては中通祭と呼ばれたという。 た(「今治夜話」巻五)。石清水八幡宮の大祭は、神輿が鳥生村の衣干まで
- (8)惣社の所在地は苔社川の周辺とみて間違いあるまいが、具体的な場所に 高いと考える。 名が記載されているところからみて、伊加奈志社=惣社の可能性はかなり る伊加奈志社の名が見えず、一方で多くの最勝諱の供料田をもつ惣社宮の ある説ではない。しかし、後述する神社仏閣等免田注進状写に、式内社た 神とするのは『愛媛面影』などに載せられた伝承であり、必ずしも確証の ついては幾つかの説がある。八幡山の突端に位置する伊加奈志社を総社明
- (9)中世府中の空間榕成が、しばしば鎌倉をモデルとするものであったこと 都市の構造と領域」 「歴史学研究 別冊 (一九八四年度)」 一九八四年)。 は、斉藤利男氏によって指摘されている(斉藤「荘園公領制社会における
- (10) 暦応元年十二月鳥生貞実軍忠状(『愛媛県史資料編(古代・中世』六四 二、以下「県史」六四二と略記する)。

(11) 【本朝文粋】。

- (12)建長七年十月伊予国神社仏閣等免田注進状写(『県史』一七四)。国分寺 文掛の年中行事案に見える「楠本神宮寺」も同じものを指すと思われ、楠 本社の神宮寺として発達した寺院であったと考えられる(『県史』一一八
- 相模などでも、国衙と郡衙が併置されていたことが推定されており、決し 衙が同じ場所にあったことが知られているが、出羽・下野・上総・武蔵・ が有力である。国府の所在地もこの付近であったとすれば、国衙と国府所 在郡の郡衙とが近接していたことになる。出雲では文献史料から国衙と郡 )後述する越智本郡のあり方から、越智郡衙の所在地は中寺付近とする説

て珍しいことではなかったと考えられる(小川前掲掛九九頁参照)。

- Ⅱ部 人文・社会科学】二四-二、一九九二年)。所収)、川岡勉「中世伊予の開発領主と国衙」(「愛媛大学教育学部紀要 第家社会」吉川弘文館、一九六九年、のち田中「鎌倉幕府御家人制度の研究」(14)田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」(『荘園制と武
- (15) 西条市伊曽乃神社所蔵。
- (17) 康安二年四月八日観念寺寺領注文(『県史』八五三)。
- (18) 建長七年十月伊予国神社仏閣等免田注進状写(『県史』一七四)。
- 智本郡内の古浜里の田地が寄進されている(『県史』一〇三六)。 積している(『県史』三八二・四六六・八四五)。桑村郡の観念寺にも、越(20) 能寂寺は消水里や古浜里にある越智本郡内の田地を寄進などを通じて集
- ことが予想される。 橋郷であったとされるから、頼成領越智氏は高橋郷にも拠点を有していた(21)「与州新居系図」を作成した凝然はこの系統に属し、彼が出生したのは高
- 人文・社会科学」二六−一、一九九三年)。(2) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(「愛媛大学教育学部紀要 第Ⅱ部
- 知状」の評価を中心に-」(「四国中世史研究」三、一九九五年)。(23) 久葉裕可「鎌倉初期における河野氏の権限について-いわゆる「元久下
- (24) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(前掲)。
- (25) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(前掲)。
- (26)為成流の惣領家である新居氏が本拠地としていくのも桑村郡であった。

- (28) 久寿三年三月十三日伊予国司庁宣(『県史』八六)。
- (29) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」(前掲)。
- (3) 応永十九年三月盌乗上人言上状(『県史』 一一八〇)。
- () 建長七年十月伊予国神社仏閣等免田注進状写(前掲)。
- るが、概ねこうした区分を読み取るのは的外れではあるまい。社の治田が記載されるなど、神社分と寺院分を截然と分かつのは問題があ(②) 細かくみると、三島宮の神宮寺の封戸田がはに含まれたり、hに有都宮
- 二四三合併、二〇〇一年)。(3)上島享「中世宗教支配秩序の形成」(「新しい歴史学のために」二四二・(3)上島享「中世宗教支配秩序の形成」(「新しい歴史学のために」二四二・
- (35) 『扶桑略記』康平六年二月二十七日条。
- (36)【本朝続文粋】。
- (37) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(前掲)。
- (38) 中世伊予の有勢者の多くは古代の名族越智氏との系譜関係を説く。越智中世社会を通じて認められる。
- 〇三、一九九六年)。(3)堀元数義「鎌倉期伊予国における知行国主と在地支配」(『伊予史談』三

- 40) 弘安九年三月九日某御教啓(『県史』二九七)。
- (「県史」三六三・三六七・三七〇・三七二・三七三・三七四)。正安三年十二月五日六波羅御教む、正安三年十二月十二日六波羅御教む、正安二年八月十八日六波羅下知状案、正安三年十一月七日六波羅下知状、(4)永仁六年十二月十六日六波羅御教む、正安二年三月十八日六波羅御教む、
- 42)応長二年三月大山積神社造営段米支配状(『県史』四四四)。
- (「県史」四五七・四五八)。(4)正和三年六月二十九日六波羅御教俳写(4)正和三年六月二十九日六波羅御教俳、同年七月二十一日六波羅御教俳写
- 44)元応元年閏七月二十五日六波羅御教瘄写(『県史』四八三)。
- (45)元弘三年六月十七日祝安親軍忠状(「県史」五五〇)。
- (46) 吉井功兒【建武政権期の国司と守護】(近代文芸社、一九九三年)。
- (47)建武三年六月十三日河野通盛手負注文(「県史」五九四)。
- 五九〇・六〇九)。(48)建武三年四月三日細川定禅哲下、同年十月八日細川皇海施行状(「県史」
- 堵状(『県史』六一八・六三二)。(绍)(延元二年カ)三月三日四条有资軍勢催促状、同年十一月十九日平貞政安
- (5)建武五年二月二十日岩松賴有苷下(『県史』六三六)。
- (51) 曆応元年十二月爲生貞実軍忠状(『県史』六四二)。
- 年)。年ま子「鳥生又三郎貞実と鳥生大祝家」(『西条史談』五三、二〇〇一年)。
- (5) 忽那一族軍忠次第(『県史』六八一)。
- (『県史』六七八・六八〇)。(54)康永元年十月二十日小早川氏平軍忠状、同年十一月小早川氏平盲上状写(54)康永元年十月二十日小早川氏平軍忠状、同年十一月小早川氏平言上状写
- 吉川弘文館、二〇〇二年に所収)。――」(『日本歴史』五八一、一九九六年、のち川岡『室町幕府と守護権力』(5)川岡勉「足利政権成立期の一門守護と外様守護―四国支配を中心として
- (56)延文元年九月十四日目代十河遠久奉む写(『県史』八二七)。
- 《67)曆応四年三月八日河野通遠安堵状(「県史」六六七・七七三・八五八)。(57)曆応四年三月八日河野通遠請文写、観応二年二月十七日河野通遠禁制、
- (58)康安三年二月十二日河野通盛譲状写(『県史』八六三)。
- (5) 貞治三年十一月三島社大祝職并八節供祭礼等事(『三島宮御鎮座本縁』)。
- 8) 【予陽河野家譜】。

- これではでは、1000年の後にある仏教寺とりは、これでは、仏教寺には上げて大野氏の動員を画策したことが認められる(「県史」一一九七)。(「県史」一〇一八)。また、応永頃にも、庄林入道が細川満元の意をうけ郷内の下地を祝三郎に給付するよう命じたのは細川氏であったと思われる)) 康暦元年十一月三日、大祝一族とみられる府中の庄林七郎に対して桜井
- (3)『日日ミーニーは18日で1月でででくくしていたとも考えられる。 細川氏を通じて足利将軍家に結びつこうとしていたとも考えられる。 尊氏や貞実の祖父寺町忠実のものと伝える位牌が残されている。鳥生氏は(6) 鳥生貞実は八幡山の麓にある仏城寺を創建したとされ、仏城寺には足利
- (6) 貞和四年十二月九日惣田所紀朝臣宛行状(『県史』七三六)。
- 要 第Ⅱ部 人文・社会科学』二十、一九八八年)。(4) 川岡勉「中世後期の分郡知行制に関する一考察」(『愛媛大学教育学部紀
- (6) 応永二十二年九月二十三日河野通熙安堵状写(『県史』ーー八九)。
- (66) 川岡勉「中世伊予の開発領主と国衙」(前掲)。

いた。厚くお礼申し上げる次第である。 敷保存研究会の方々より現地調査や資料提供などで便宜をはかっていただ。本稿のもとになる報告を準備するにあたり、鳥生恵子氏ならびに鳥生屋

(二〇〇二年五月十六日受理)